

議第37号

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例
京都市産業関係手数料条例の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。

(構造改革特別区域法において準用する通訳案内士法に基づく事務に係る手数料の徴収)

第2条 構造改革特別区域法第19条の2第8項において準用する通訳案内士法(以下「準用通訳案内士法」という。)の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を徴収する。

- (1) 準用通訳案内士法第20条第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査 1件につき5,000円
- (2) 準用通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく通訳案内士登録証の訂正 1件につき4,000円
- (3) 準用通訳案内士法第24条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付 1件につき4,000円

第3条中「別表第3」を「別表」に改める。

第4条第2号中「検査」を「申請又は届出」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、別表第3を別表とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

構造改革特別区域法の規定に基づく地域限定特例通訳案内士育成等事業の実施に伴い、地域限定特例通訳案内士の登録等の事務に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。